

第 367 回月例会・報告概要

開催日：2019 年 1 月 26 日（土曜日） 10：00～

報告者：石 田 眞 得（関西学院大学）

テーマ：金商法上の課徴金制度の概要と問題点

報告者コメント：金商法に課徴金が導入されて約 15 年となる。この間、課徴金は金商法違反行為に対するエンフォースメントの手段として多く利用され、制度は定着したとあってよいと思われる。しかし、いまだ理論的に不明確な部分も残されており、さらに最近では課徴金制度の問題点が露呈した事例も生じている。本報告では、課徴金制度の概要を述べつつ、制度の問題点を指摘することとしたい。

報告概要：

I はじめに

- ・金商法上の刑事罰（法 197 条以下）、業務停止命令（法 52 条、52 条の 2）の限界
- ・重大悪質性が認められず刑事罰を科すには至らない違反行為⇒課徴金制度
- ・インサイダー取引に関するものが多い

II 課徴金制度の概要——審判手続および課徴金納付命令

1. 審判手続の前置き

- ・行政上の措置だが、制度運用の慎重を期するため、審判手続を前置き
- ・証券取引等監視委員会による勧告（金融庁設置法 20 条 1 項）が一般的
- ・違反行為が覚知された場合には審判手続開始決定をしなければならない（行政裁量の排除）→証券取引等監視委員会が勧告しないという運用はあるとのこと
- ・裁判所による事後審査（命令を取消した事例——東京地判平成 28・9・1 判時 2369 号 47 頁など）

2. 課徴金納付命令

- ・課徴金納付命令の決定および課徴金額に行政裁量の余地なし
- ・納付課徴金を被害者保護に利用されるべきかには議論がある（現行法——国庫納付。アメリカの例）

III 課徴金の額の算出

1. 課徴金の額の算出方法

- ・法 172 条以下の規定された方法で機械的に算出
- ・虚偽記載のある有価証券届出書の発行会社に最終的に利得がなかった場合——東京高判平成 25・3・28 裁判所ウェブサイト（JVC ケンウッド事件）
- ・重要な事項についての虚偽——参考：金融庁・平成 26（判）10・決定平成 26・7・1

2. 課徴金の加算・減算

- ・加算＝1.5 倍 法 185 条の 7 第 15 項
- ・減算＝0.5 倍 法 185 条の 7 第 14 項

IV 課徴金の対象となる違反行為

1. 違反行為の種類

- ・法 172 条～175 条の 2 の行為類型

- ・違反者に利得がない行為類型には課徴金の対象とされていない。
2. 違反者の故意・過失
- ・責任非難の観点を考慮する必要なし→故意は不要
 - ・過失の要否は争いがある。
- V 課徴金を納付した会社による役員等への損害賠償請求（補論）
- ・会社の納付した課徴金相当額につき、会社法 423 条 1 項に基づく取締役への請求が認容された事案
 - 仙台地判平成 27・1・14LEX/DB25506084
 - 東京地判平成 29・4・27 資料版商事法務 400 号 119 頁

以 上